

# 学校いじめ防止基本方針

日光市立安良沢小学校

## 1 いじめ防止等に対する学校の考え

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努めます。

## 2 いじめとは（「いじめ」の定義）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条「定義」）

## 3 組織的な対応に向けて

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。委員会は、校長・教頭・教務主任・児童指導主任・担任・人権教育主任・養護教諭によって構成されます。

ただし、小規模校である本校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応していきます。

## 4 いじめの未然防止に向けて

- ・ 道徳教育や様々な体験活動を通して、児童の豊かな情操と道徳心を培っていきます。
- ・ 保護者や地域の方々などと連携して、いじめ防止ができる子どもを育てていきます。
- ・ 道徳や学級活動を通して、いじめを防止することの大切さを伝えていきます。
- ・ 認め合い励まし合う活動を展開するとともに、人権教育の充実を図り、一人一人の存在意識の向上や自他を大切にすることを育てていきます。
- ・ 研修を行い、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・ インターネットやSNSを通じて行われるいじめを防止し、対処できるように、外部講師を招き、情報モラル教室等を行います。

## 5 いじめの早期発見に向けて

- ・ 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように留意し、教職員相互で情報交換を行い、情報を共有していくことで、いじめの早期発見に努めていきます。
- ・ 児童に対する定期的なアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努めます。
- ・ 学校生活における児童生徒の意欲や満足感、および学級の状態を測るため、年に2回Q-U検査を実施します。
- ・ いじめ調査実施後、教育相談を実施し、実態把握に取り組んでいきます。
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう窓口を明確にし、周知に努めます。
- ・ 児童が日頃からいじめ被害を訴えやすい雰囲気を作ります。

## 6 いじめの事案対処・解消に向けて

### （いじめの確認について）

- ・ いじめの相談を受けたら、すみやかに事実の確認を行います。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応を行います。

### （いじめを受けた児童への配慮について）

- ・ いじめを受けた児童・保護者の立場に立って対応し、いじめを受けた児童を守り通します。

### （いじめの行為を行った児童に対して）

- ・ いじめの行為を行った児童に対しては、その行為をやめさせ、再発を防止するため、児童への指導とその保護者への助言を継続的に行っていきます。
- ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら、必要に応じて一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることも検討します。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処していきます。

### （情報の共有）

- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有していきます。